エフテック
サプライヤー
サステナビリティガイドライン

株式会社エフテック

2024 年 6 月

目次

Ⅰ．はじめに……1
Ⅱ．エフテック サステナビリティ基本方針及びわたしたちの行動指針 ……2
Ⅲ．エフテック購買基本方針……4
Ⅳ．適用範囲……4
Ⅴ．取引先の皆様への依頼事項……5
1．安全・品質 ……5
2．人権・労働 ……5
3．環境 ……6
4．責任ある鉱物調達 ……7
5．コンプライアンス ……7
6．事業継続計画(BCP)の策定と準備 ……8
7．ステークホルダーへの情報開示 ……8
8．地域社会への貢献 ……8
9．皆様のサプライヤーへの展開 ……9
Ⅵ．取り組み状況の確認について……9
Ⅶ．ガイドライン違反発生時の措置……9
Ⅷ．ガイドラインの合意確認 ……10
Ⅸ．本ガイドラインに関するお問い合わせ先 ……10

Ⅰ．はじめに

エフテックグループではステークホルダーの皆様からの期待に応える為、サステナビリティ推進部を設立し、事業活動を通じたサステナブルな取り組みを進めています。

今まで取引先の皆様には「エフテックグリーン購買ガイドライン」を理解し、遵守していただいておりましたが、サステナブルな社会を実現する為には環境だけでなく、人権・労働、コンプライアンス等についても取り組む必要があります。

この度、皆様に弊社の取り組みを理解していただく為、「エフテックグリーン購買ガイドライン」を改定し、「エフテック サプライヤー サステナビリティガイドライン」を制定しました。サプライヤーの皆様には、本ガイドラインの目的を理解し、私たちと一緒に、社会的に意義ある事業活動の推進にご協力いただけますようお願い申し上げます。

尚、調達先の選定には、Q(品質)C(コスト)D(デリバリー)D(開発)E(環境)、人権、労働、コンプライアンスへの取り組みを確認し、最適なお取引先を決定します。

2024 年 6 月
常務執行役員
生産本部長
飛田 茂晴

Ⅱ．エフテック サステナビリティ基本方針及びわたしたちの行動指針

当社は、社是、理念、経営方針のもと、お取引先、社会からの信頼をより確かなものとし、これからも当社グループの存在が社会から求め続けられるよう、当社のサステナビリティ活動の原点として「サステナビリティ基本方針」及び「わたしたちの行動指針」を定めております。

【サステナビリティ基本方針】

わたしたちは、社是、理念、行動指針のもと、持続可能なモビリティ社会の実現に向けた事業活動を通じ、地球的課題の解決に真摯に取り組み企業価値の向上を目指していきます。

【わたしたちの行動指針】

1. **法令の遵守**

   わたしたちは、あらゆる行動において倫理的に正しい行為を最優先に考えます。常に、法令・ルールを遵守し、遵法精神が高い企業であるために社会的良識を持って行動します。法令・ルールに違反する行為、違反のおそれのある行為を発見した場合には、所属長または企業倫理改善提案窓口に報告、提案、相談します。

2. **人権の尊重**

   わたしたちは、全ての人々を尊重し、いやがらせや差別、児童労働、強制労働など、人権侵害につながる行為は行いません。

3. **労働と安全衛生**

   わたしたちは、安心して働ける労働環境、労働条件を維持し、安全で衛生的かつ働き甲斐のある職場環境づくりを行います。

4. **品質**

   わたしたちは、製品・サービスの品質と安全性を最優先し、定められた基準や手順を誠実に遵守し、お客様の期待に応えます。

5. **社内規則の遵守**

   わたしたちは、コミュニケーション豊かで平等・健全な職場環境を築くために、社内規則の制定趣旨を正しく理解しこれを遵守します。

6. 交通安全

わたしたちは、自動車部品の生産に携わる者として交通ルールを守り、譲り合いの精神で模範となる安全運転に努めます。

7. 環境保全

わたしたちは、地球が人類の財産であることを理解し、生産にかかわる資源エネルギーの効率的活用と環境負荷の最小化を図り、地球環境の保全に努めます。

8. 企業価値の拡大

わたしたちは、企業の存続が価値の創造であると捉えて社会に存在を認められる企業価値の拡大-長期継続的な利益確保-に努めます。

9. 情報の管理と開示

わたしたちは、個人情報や機密情報と開示すべき情報を峻別し適切に管理します。開示すべき情報は法令・社内規則に従い適時適切な開示に努めます。

10. 公正な取引

わたしたちは、不合理な商習慣には従わず、社会通念を超える利益供与や便宜、政治・行政との不透明な関係や反社会的勢力との関係を否定し、自由・公正・健全な取引を行います。

11. コミュニティへの参画

わたしたちは、地域・社会の一員として、生活、文化、教育、福祉向上の為の活動等に積極的に参加し、平等で豊かな社会づくりを目指します。

Ⅲ．エフテック購買基本方針

エフテックグループは、当社の社是、「わたしたちの行動指針」および各種方針に則り、公平・公正かつ透明性の高い取引を行うとともに、お取引先との共存、共栄を目指した取り組みを推進していきます。

＜オープンでフェアな取引＞

エフテックグループは材料や部品の調達において、国内外を問わず公平・公正かつ開かれた取引により、適正な企業活動を支える購買活動を展開します。お取引先の選定においては、品質・技術・価格・納期に加え安定性・継続的な改善への取り組み姿勢・体制など様々な視点から総合的に評価・判断します。

＜取引先とのパートナーシップ＞

エフテックグループはお取引先様に対し、共により良い製品作りをする良きパートナーとして相互理解に努め、対等な立場で相互の知恵と工夫を駆使し、共存共栄の考えで信頼関係を構築していきます。

＜グリーン購買の推進＞

エフテックグループは環境保全活動の向上を図る為にサプライチェーンでの環境管理活動が必要不可欠と考え、「エフテック環境方針」を配布し、お取引先にご理解・ご協力をいただくことで、環境に配慮された環境負荷の少ない材料・部品を購入することを目指しています。また物流面において物流効率を追求することで、輸送における環境負荷低減を目指しています。

＜人権・労働への配慮＞

エフテックグループは、国内外を問わず人権・労働に配慮した調達活動を行い、紛争鉱物等に該当する配慮を欠いた原材料・部品は調達しないよう努めます。

＜法令の遵守＞

エフテックグループは購買活動にあたり、各国・地域の関連する法令・社会規範を遵守するとともに、機密保持を徹底します。

Ⅳ．適用範囲

本ガイドラインは、当社及び当社が調達するすべての製品・資材・原材料・サービスに関わるお取引先に適用されます。なお、本ガイドラインにおける「従業員」とは正社員、契約社員、短時間労働者、アルバイトなどの直接雇用者を指し、「労働者」とは、直接雇用者に加え、派遣労働者、請負労働者などの間接雇用者を含みます。

Ⅴ．取引先の皆様への依頼事項

1．安全・品質

1-1．お客様（消費者・顧客）ニーズに応える製品・サービスの提供

お客様のニーズを把握して、社会的に有用な製品(※)の開発・提供をお願いします。

※社会的に有用な製品＝例えば、年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、誰もが利用しやすい製品。または、省エネ、省資源、環境保全など地球に優しい製品。

1-2．製品・サービスの安全・品質ガバナンスの徹底

各国・地域ごとに定められた安全・品質法規等を満たした製品・サービスの生産と提供をお願いします。

1-3．製品サービスの安全・品質確保

安全・品質を確保する全社的な仕組みの構築と運用をお願いします。

2．人権・労働

2-1．差別撤廃

あらゆる雇用の場面(※)において、人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした差別を行わないようお願いします。

※応募、採用、昇進、賃金、解雇、退職、業務付与、懲罰等

2-2．人権尊重

人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした、職場におけるあらゆる形態のハラスメントを許さないようお願いします。

2-3．児童労働の禁止

各国・地域の法令による就労可能年齢に達しない児童の労働は認めないようお願いします。

2-4．強制労働の禁止

全ての労働は自発的であること、及び社員が自由に離職できることを確実に保証し、強制労働は行わないようお願いします。

2-5．賃金

最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国・地域の法令を遵守するようお願いします。

2-6. 労働時間

従業員の労働時間（超過勤務を含む）の決定、及び休日・年次有給休暇の付与その他について、各国・地域の法令を遵守するようお願いします。

2-7. 従業員との対話・協議

従業員の代表、もしくは従業員と、誠実に協議・対話をお願いします。
従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を、各国・地域の法令に基づいて認めてください。

2-8. 安全、健康な労働環境

労働者の職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故・災害の未然防止に努めてください。

3. 環境

3-1. 環境マネジメント

幅広い環境活動を推進する為、各国・地域の法令を遵守するとともに全社的な管理の仕組みを構築して、継続的に運用・改善をお願いします。

3-2. 温室効果ガスの排出削減

カーボンニュートラルの実現に向け、サプライチェーン全体が協力し、排出量の把握・情報開示や、省エネ・設備改善・材料置換・再生可能エネルギー導入などへの取り組みをお願いします。

3-3. 大気・水・土壌等の環境汚染防止

大気、水、土壌等の汚染防止に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、継続的な監視と汚染物質の削減を行い、水使用量の削減をはじめ環境保全に努めてください。

3-4. 資源の効率利用

廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、資源の有効活用を通じて廃棄物最終処分量の削減に努めてください。

3-5. 化学物質管理

環境汚染の可能性のある化学物質の安全な管理をお願いします。製品については、各国・地域の法令で禁止された化学物質を当該国・地域において含有しないようお願いします。

製造工程においても禁止された化学物質は使用せず、各国・地域の法令で指定された化学物質に関しては、法令に基づき排出量の把握・行政への報告を行うようお願いします。

3-6. 生物多様性の保全

生物多様性保全の重要性を理解し、最大限の配慮をお願いします。

4. 責任ある鉱物調達

製品に含まれる鉱物資源(紛争鉱物※)およびコバルト等)の調達には、人権問題や環境汚染につながる可能性のある鉱物の不使用およびコンフリクトフリーの精錬・精製業者の採用に努めてください。またサプライチェーンへの調査もお願いします。

※錫、タンタル、タングステン、金

5. コンプライアンス

5-1. 法令及び国際規範の遵守

各国・地域の法令を遵守するとともに、国際規範を尊重します。

コンプライアンス徹底のために、方針や体制、ガイドライン・通報制度・教育等の仕組みを整備し、実施をお願いします。

5-2. 競争法の遵守

各国・地域の競争法を遵守して、私的独占、不当な取引制限(カルテル、入札談合等)、不公平な取引方法、優越的地位の濫用などの行為を行わないようお願いします。

5-3. 腐敗防止

政治献金・寄付等は各国・地域の法令に基づき実施し、政治・行政と健全かつ正常な関係づくりに努めてください。不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的に、ビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金銭の授受・供与は行わないようお願いします。

5-4. 機密情報の管理、保護

お客様・第三者・自社従業員の個人情報及びお客様・第三者の機密情報は、正当な方法で入手するとともに、厳重に管理し、適正な範囲で利用し、保護するようお願いします。

5-5. 通報者保護

労働者や仕事関係者が苦情処理をしたことによって、解雇、脅迫、嫌がらせ等不利益な行動の対象にならないように保護することをお願いします。

5-6. 輸出取引管理

各国・地域の法令等で規制される技術・物品等の輸出に関して、適切な輸出手続・管理を行うようお願いします。

5-7. 知的財産の保護

自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護するとともに、第三者の知的財産の不正入手・使用、権利侵害を行わないようお願いします。

5-8. 利益相反の禁止

自社の利益に反して、自己、お取引先または第三者の利益を図る行為を行わないようお願いします。

6. 事業継続計画（BCP）の策定と準備

災害などの不測の緊急事態に備え、事業継続計画（BCP: Business Continuity Plan）を整備するようお願いします。

7. ステークホルダーへの情報の開示

財務状況・業績、事業活動の内容などの情報をステークホルダーに対し、適宜・適切に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解、信頼の維持・発展に努めてください。

8. 地域社会への貢献

事業所が所在する地域の皆様から、その地域社会の一員として信頼されるとともに、地域や地域の文化、慣習を尊重し配慮した事業活動を行い、国際的にも良き企業市民としての役割を果たすよう努めてください。

9. 皆様のサプライヤーへの展開

お取引先の皆様の調達先、サプライチェーン全体にも、本ガイドラインの周知徹底をお願いします。

Ⅵ. 取り組み状況の確認について

お取引先の皆様には本ガイドラインの遵守状況の確認、相互コミュニケーションの為、必要に応じて関連する帳票類・データのご提出、自主点検の実施や現地調査をお願いする場合があります。

1. 温室効果ガス排出削減について

・温室効果ガス(GHG)排出量の把握
・施策内容の共有
・LCA 手法に基づく組織および製品の環境負荷調査

2. 資源の効率利用について

・施策内容の共有

3. 生物多様性の保全について

・施策内容の共有

4. 化学物質管理について

・製品含有化学物質規制に対する適合宣言書のご提出
・材料及び環境負荷物質の情報（IMDS データ等）の入力

5. 法規制の遵守について

・法規制遵守状況の調査

6. 責任ある鉱物調達

・紛争鉱物使用状況の調査

Ⅶ. ガイドライン違反発生時の措置

万が一、お取引先の皆様の事業活動においてガイドライン違反が発生した場合、弊社への即時報告、原因調査とその結果の報告、さらに再発防止対策の提出をお願いします。

Ⅷ. ガイドラインの合意確認

お取引先の皆様が本ガイドラインを読み、理解し同意したことの確認として、添付の「サプライヤー合意確認書」の提出をお願いします。

なお、上記合意はガイドライン改定後も、引き続き最新の内容に対する合意として取扱うことといたします。ガイドライン改定に際して、ご不明な点等ございましたら、お問い合わせください。

Ⅸ. 本ガイドラインに関するお問い合わせ先

本ガイドラインに関する不明点等につきましては、以下の部署までお問い合わせください。

株式会社エフテック
生産本部 購買管理課
電話：0480-85-8195
FAX：0480-85-4406

サプライヤー　サステナビリティガイドライン合意確認書

　この確認書への署名により、お取引先の皆様が、すべての項目と条件に合意された上で、すべての部品/材料またはサービスをエフテックへ供給されていることの確認とさせていただきます。
※署名者：代表者（もしくは権限委譲された役員等）

貴社名：
署名者の所属部署・役職名：
署名者の氏名：
署名日：
署名：

https://www.ftech.co.jp/